

03 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

●海田町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受付・相談窓口 ☎822-2250

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給します。

●対象世帯

- (1)基準日(令和4年9月30日)時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税となっている世帯(住民税非課税世帯)※課税者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。
- (2)令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

●支給額

1世帯あたり5万円

●申請・提出期限

1月31日(火)まで(消印有効)

●相談窓口

海田町役場別館加藤会館1階 ※12月26日(月)以降は社会福祉課(役場1階)。

●その他

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

申請書類などについては、電話で相談窓口にご連絡してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での問い合わせまたは郵送での書類の提出に協力してください。

●宛て先

〒736-8601 海田町上市14-18

海田町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金担当宛て



04 マイナポイント第2弾を受け取るためには、12月末までにマイナンバーカードの申請が必要です

●住民課(役場1階) ☎823-9205 FAX.823-9627

第2弾の対象

新たにマイナンバーカードを作る人(既にカードを作成し、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人も対象です)

※マイナポイント第1弾に申し込んだ人も、マイナンバーカードに健康保険証としての申し込みや公金受取口座の登録をすることで、さらにポイントを受け取ることができます。

マイナポイントについてくわしくはこちらから→



注意事項

- マイナンバーカードの申請には「交付申請書」が必要です。お手元にない場合は住民課まで連絡してください。
- マイナンバーカードは申請から受け取りまで2カ月以上かかることがあります。
- マイナポイントの申し込み期限は2月末までです。

